

	項目	内容
要介護利用者	訪問リハビリテーション費	1回あたり20分以上の指導を行った場合に、1週に6回を限度として算定、但し退院(所)の日から起算して3月以内の利用者に対して1週12回まで実施可能
	短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に医師の指示により、集中的なりハビリテーションを1週に概ね2日以上、1日あたり20分以上実施した場合
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）	訪問リハビリテーション計画について理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告し、同意を得た日の属する月から起算して3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直している場合
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	(イ)の要件に加え、リハビリ計画書等の情報を厚生労働省へ提出
	医師が利用者またはその家族に説明した場合	加算(イ)又は(ロ)に加え270単位を加算
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症であると医師が診断した者であって、訪問リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に集中的なりハビリテーションを実施した場合 ※1週に2日を限度
	計画診療未実施減算	訪問リハビリテーションを実施するにあたり、事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算。但し、入院中にリハビリテーションを受けていた者が、退院後早期に訪問リハビリテーションを実施する場合において、医療機関からの情報提供を受け、訪問リハビリテーションを実施した場合のみ退院日から起算して1月以内に限り減算対象外となる
	退院時共同指導加算	医療機関からの退院後に訪問リハビリテーションを行う場合、医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士等その他従業者と利用者の情報を共有したうえで、リハビリテーションに必要な指導を共同で行い、その内容をリハビリテーション計画に反映させた場合 ※当該退院につき1回に限る
	移行支援加算	当該訪問リハビリテーションの提供を評価対象期間において終了した者のうち指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が5%を超えており、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みがあり、かつ当該訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が25%以上の事業所に加算
	口腔連携強化加算	口腔内の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合 ※1月に1回を限度
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	サービスを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の内、勤続年数7年以上の者が1名以上配置されている場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	サービスを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の内、勤続年数3年以上の者が1名以上配置されている場合	
要支援利用者	訪問リハビリテーション費	1回あたり20分以上の指導を行った場合に、1週に6回を限度として算定、但し退院(所)の日から起算して3月以内の利用者に対して1週12回まで実施可能
	短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して1月以内の期間は概ね2日以上、1日あたり40分以上、1月超3月以内の期間は1週に概ね2日以上、1日あたり20分以上の集中的なりハビリテーションを医師の指示により実施した場合
	計画診療未実施減算	訪問リハビリテーションを実施するにあたり、事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算。但し、入院中にリハビリテーションを受けていた者が、退院後早期に訪問リハビリテーションを実施する場合において、医療機関からの情報提供を受け、訪問リハビリテーションを実施した場合のみ退院日から起算して1月以内に限り減算対象外となる
	12月超減算	利用開始から一定の期間が経過した利用者に対し、継続して訪問リハビリテーションを実施した場合に減算。但し、3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、会議内容を記録するとともに状態の変化に応じて、リハビリテーション計画を見直し、リハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は減算対象外となる
	退院時共同指導加算	医療機関からの退院後に訪問リハビリテーションを行う場合、医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士等その他従業者と利用者の情報を共有したうえで、リハビリテーションに必要な指導を共同で行い、その内容をリハビリテーション計画に反映させた場合 ※当該退院につき1回に限る
	口腔連携強化加算	口腔内の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合 ※1月に1回を限度
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	サービスを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の内、勤続年数7年以上の者が1名以上配置されている場合
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	サービスを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の内、勤続年数3年以上の者が1名以上配置されている場合